

葛西臨海水族園のあり方検討会設置要綱

29建公計第179号
平成29年11月24日
公園緑地部長決定

(目的)

第1 葛西臨海水族園は、高度で先駆的な飼育・繁殖や教育普及に取り組むなど、長年に亘り国内水族館をリードしてきた。

開園後30年近くが経過し、社会環境の変化や機械設備の老朽化等が進行する中、これからも多くの方々に親しまれる都立水族館として持続的に発展するためのあり方について、専門的見地から検討を行うため、葛西臨海水族園のあり方検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 検討会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 都立水族館が担うべき役割及び機能に関すること
- (2) 飼育、繁殖、教育、調査研究等の方針及び取組に関すること
- (3) その他、都立水族館の運営に関し必要な事項

(委員等)

第3 検討会は、建設局長が委嘱する委員で構成する。

- 2 委員の任期は、前項の規定による委嘱を受けた日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

(座長及び副座長)

第4 検討会に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は委員の互選により、副座長は座長の指名により選出する。
- 3 座長は、検討会の会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議及び会議録の公開)

第5 検討会の会議は、座長が招集する。

- 2 検討会は、過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議及び会議録は、原則公開とする。ただし、検討内容等が東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)第7条に規定する非開示情報に該当すると認める場合は、その理由を明らかにした上で、一部又は全部を非公開とすることができる。

4 前項ただし書きに基づく非公開は、座長が検討会に諮って決定する。

(謝礼金の支払)

第6 建設局長は、検討会に出席した者に対し、謝礼金を支払うことができる。

(委員以外の出席)

第7 検討会は、必要と認めるときは、委員以外の者に対し会議の出席を求め、又は他の方法により意見を聞くことができる。

(庶務)

第8 検討会の庶務は、建設局公園緑地部計画課において処理する。

(雑則)

第9 この設置要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年11月24日から施行する。